＜モデル＞（有期雇用派遣労働者の場合）

就業条件明示書

　　　□□　□□　　　　殿

福岡市博多区博多駅東＊－＊＊－＊

△△ビル3Ｆ

株式会社△△スタッフ

代表取締役　△△△△

次の条件で労働者派遣を行います。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 従事業務内容 | ＯＡ事務機操作、電話応対、来客応対及びその他一般事務 | | | | | |
| 派遣先事業所の  名称 | 株式会社○○商事　福岡支店 | | | | | |
| 派遣就業場所 | 〒＊＊＊－＊＊＊＊　　福岡市博多区博多駅前＊－＊＊　○○ビル２Ｆ  　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | | | | |
| 組織単位 | 販売促進部〇○課 | | | | | |
|  | （組織単位における期間制限に抵触する最初の日　平成＊年＊月＊日） | | | | |
| 指揮命令者 | 販売促進部○○課○○係長　○○○○ | | | | | |
| 派遣就業の期間 | 平成＊年＊月＊日～平成＊年＊月＊日 | | | | | |
|  | （派遣先の事業所における期間制限に抵触する最初の日　平成＊年＊月＊日）  ※期間制限に関する注意点  　派遣先の事業所における抵触日は延長されることがありますが、組織単位（個人単位）の抵触日は延長されません。 | | | | |
| 派遣就業日 | 月～金 | | | | 休日 | 土、日、休祝日 |
| 始業・終業時刻 | 8時30分～17時00分 | | | | | |
| 休憩時間 | 12時00分～13時00分（60分） | | | | | |
| 時間外労働 | 有　（１日４時間、１か月４５時間、１年３６０時間の範囲内）・無 | | | | | |
| 休日労働 | 有　（１か月　　２日以内）・無 | | | | | |
| 安全・衛生 | 派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。  （※業務内容より具体的な事項を定め、記載してください。） | | | | | |
| 派遣元責任者 | 派遣事業課長　△△△△　　　　　ＴＥＬ０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | | | | |
| 派遣先責任者 | 販売促進部○○課○○係長　○○○○ＴＥＬ０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | | | | |
| 福利厚生等の便宜供与 | 給食施設、休憩室及び更衣室の利用可能。 | | | | | |
|
| 苦情処理申出先 | 派遣元 | | 派遣事業課係長　△△△△　ＴＥＬ０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | | |
| 派遣先 | | 総務課○○係係長○○○○　ＴＥＬ０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | | |
| 苦情処理方法・連携体制等 | 派遣元又は派遣先が苦情の申出を受けたときには、ただちに相手方である派遣先責任者又は派遣元責任者へ連絡し、互いに連携して適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果を必ず派遣労働者に通知することとする。  派遣元及び派遣先は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情についても、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。 | | | | | |
| 労働者派遣契約の解除の場合の措置 | 派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除が行われた場合には、派遣先と連携して他の派遣先をあっせんする等により新たな就業機会の確保を図ることとする。  また、これができないときは、まず休業等を行い雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払等労働基準法等に基づく責任を果たすこととする。  さらにやむを得ない事由により解雇しようとする場合には、労働契約法の規定を遵守するとともに、解雇予告、解雇予告手当の支払等労働基準法等の責任を果たすこととする。 | | | | | |
| 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置 | 労働者派遣終了後、派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、事前に派遣元に通知する。  （※以下は職業紹介許可のある事業主の場合の記載例）  その際、派遣元（職業紹介事業者）の職業紹介の上、紹介手数料として、派遣先は派遣元に対して、支払われた賃金額の＊分の＊に相当する額を支払うものとする。 | | | | | |
| 紹介予定派遣に関する事項  （※紹介予定派遣の場合） | (1) 派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等  ・ 契約期間　期間の定めなし  ・ 業務内容　ＯＡ事務機操作、電話応対、来客応対及びその他一般事務  ・ 試用期間に関する事項　なし  ・ 就業場所　販売促進部○○課○○係  （〒\*\*\*-\*\*\*\*福岡市博多区博多駅前\*-\*\*　○○ビル２ＦTEL 092-\*\*\*-\*\*\*\*）  ・ 始業・終業　8時30分～17時00分  ・ 休憩時間　60分  ・ 所定時間外労働　有（１日４時間、１か月45時間、１年360時間の範囲内）  ・ 休 日 　毎週土、日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、  ・ 夏季休業(8月13日から8月16日)  ・ 休 暇　年次有給休暇：10日（６ヶ月継続勤務後）  ・ その他：有給（慶弔休暇）  ・ 賃 金 基本賃金 月給 180,000～240,000円（毎月15日締切、毎月20日支払）  ・ 通勤手当：通勤定期券代の実費相当（上限月額35,000円）  ・ 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率  ・ 所定時間外：法定超 25％、休日：法定休日 35%、深夜：25%  ・ 昇給：有（0～3,000円／月） 賞与：有（年2回、計1ヶ月分）  ・ 社会保険の加入状況 厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険 有  ・ 労働者を雇用しようとする者の名称　株式会社○○商事  (2) その他  ・ 派遣先は、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、その理由を、派遣労働者の求めに応じ派遣元から書面で明示する。  ・ 紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入することとする。 | | | | | |
| 労働者派遣に関する料金 | 日額（単位を明らかに）　＊＊＊＊＊円  (労働契約時に明示しており、変更がない場合は不要） | | | | | |
| 労働・社会保険被保険者資格取得届の提出 | 雇用保険 | | 無  有 | 現在、必要書類の準備中であり、＊月＊日には届出予定。  ＊月＊日手続完了、被保険者証提示済（本人同意有） | | | |
| 健康保険 | | 無  有 | 1週間の所定労働時間が、通常の労働者の概ね4分の3未満のため | | | |
| 厚生年金 | | 無  有 | 1週間の所定労働時間が、通常の労働者の概ね4分の3未満のため | | | |
| 備　　　　 　考 | ・派遣先が、派遣先の事業所ごと又は、同一の派遣労働者に係る組織単位ごとの派遣期間の制限に違反して、労働者派遣の役務の提供を受けた場合、労働契約の申込みをしたものとみなされることとなります。 | | | | | |